

事 務 連 絡
平成 2 1 年 9 月 3 0 日

医政局総務課 御中

保険局総務課

「出産育児一時金等の代理申請・受取請求に係る医療機関等
請求事務マニュアル」に関する周知の協力依頼について

平素より大変お世話になっております。

さて、出産育児一時金等につきましては、本年10月1日より直接支払制度が実施される所です。

このたび、産科医療機関及び助産所における直接支払制度についての事務マニュアルを、別添のとおり作成いたしましたので、都道府県、保健所を設置する市及び特別区の医政主管課宛て周知をしていただきたく、特段の御配慮のほどよろしくお願いいたします。

【照会先】

厚生労働省保険局
保険課企画法令第一係 大西
TEL (03) 5253-1111 (内線) 3247